

# 徴収猶予の特例に係る Q&A

## Q. 徴収猶予の対象になる税は具体的にはどれが該当しますか？

- 以下のような税が対象になります。

税目	平成31年度(令和元年度)	令和2年度
町県民税(特別徴収)	1月分～5月分	6月分～12月分
町県民税(普通徴収)	—	第1期～第3期
固定資産税	第4期	第1期～第3期
軽自動車税	—	全期
法人町民税	2月末～3月末納期分	4月末納期分～12月末納期分
入湯税	1月分～3月分	4月分～12月分
国民健康保険税	第6期	1期～4期

※令和3年2月1日以降が納期限のものは対象ではありません。

## Q. 徴収猶予の期間はいつまでですか？

- 各納期限ごとに納期限翌日から最大1年間です。  
(その間延滞金は免除されます)

## Q. 一度に対象の税全てについてまとめて申請できますか？

- 原則各納期限ごとに別々に申請をお願いいたします(1年度分まとめては不可)  
但し、同一月内で納期限を迎える複数の税目をまとめて申請いただいたり、毎月納期のある税目について2ヶ月分程度まとめて申請していただくことは可能です。  
※一時での納付が困難であることを要件としているため、直近の状況で特例猶予に該当するか判定することになります。

## Q. 郵送での申請は可能ですか？

- 郵送での申請も承ります。新型コロナウイルスの感染拡大防止のため移動自粛が求められていることや、窓口での申請が集中することで密集状態となることを避ける意味でも郵送をお願いいたします。  
※但し、書類の不備がないよう、申請書作成時にはご相談をお願いします。

## Q. 「事業等に係る収入とはどのような収入が対象となるのですか？

- 「事業等に係る収入」とは法人の収入(売上高)のほか、個人の方の経常的な収入(給与収入・個人事業の売上・不動産収入等)などが対象です。
- 年金収入・個人の方の「一時所得」などの新型コロナウイルスの影響により減少することはないと考えられるものについては「事業等に係る収入」には含まれません。

**Q. 対象期間の損益が黒字の場合でも特例の利用はできますか？  
また、すでに滞納があっても猶予が受けられるでしょうか？**

- 黒字であっても収入減少等の要件を満たす方であれば特例猶予を利用できます。
- 滞納がある方でも特例猶予は受けられます。  
特例猶予の対象外の税についても分割納付等ご相談を承りますので、ぜひご相談ください。

**Q. フリーランスでも特例の利用はできますか？  
パートやアルバイトの場合でも特例の対象になりますか？**

- フリーランスの方を含む個人事業主の方も収入減少など該当となる要件を満たせば特例猶予の対象となります。
- パートやアルバイトの方を含む給与所得者の方も収入減少などの要件を満たせば特例猶予の対象となります。

**Q. 「遡って特例を利用する」とはどのようなことでしょうか？**

- 今回の特例では適用開始時に既に納期限を過ぎているものが含まれており、既に督促手数料・延滞金等の附帯金が発生しているものがあります。特例猶予を利用された場合、猶予対象期間内に発生した附帯金については遡って猶予対象となり免除となります。

**Q. 収入や現預金の状況がわかる書類とはどのようなものですか？**

- 例えば売上帳や現金出納帳、預金通帳のコピーなどが該当しますが、書類の提出が難しい場合には新温泉町役場税務課までご相談ください。
- また、例えば前年の月別収入が不明の場合には以下のような方法により収入減少割合を判断することもできます。
  - 年間収入を月割で按分した額(平均収入)と比較。
  - 事業開始後1年を経過していない場合、令和2年1月までの任意の期間と比較。

**Q. 収入が20%以上減少していない場合猶予はできませんか？**

- 20%以上減少していない場合につきましても今後の収入状況等に基づき20%以上の減少が予測できるような場合は特例猶予の対象といたします。
- 特例猶予の要件を満たさない場合につきましても従前よりの猶予制度をご利用いただける場合がありますので新温泉町役場税務課までご相談ください。  
(督促手数料と延滞金はかかります。また、担保が必要な場合があります。)

**Q. 猶予期間終了後は一括して納付しなければいけないですか？  
また納付できない場合はどうなりますか。**

- 特例猶予の適用期間が終了した後、従前よりの猶予における分割納付での納付をしていただける場合もありますので新温泉町役場税務課までご相談ください。
- 猶予期限までに納付できない場合、通常の納付できなかった際と同様に納期限から概ね20日後には督促状が発送され、延滞金が発生します。